

徳島県情報公開審査会答申第118号

第1 審査会の結論

徳島県警察本部長の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成23年3月29日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、下記7項目についての公文書公開請求を行った。

- 1 徳島自動車道〇〇インター出入り口信号交差点から〇〇方（〇〇方面）約〇〇m 地点〇〇側（〇〇と思われる場所に自動車〇〇台（うち〇〇台は〇〇とみられる。）が置かれている）で平成〇〇年〇〇月〇〇日に交通取り締まりを行ったことを示す書類
- 2 もし取り締まりをしていたならば、その開始時間と終了時間を示す書類
- 3 もし取り締まりをしていたならば、その際の県内ナンバー、県外ナンバー別の検挙台数を示す書類
- 4 1の地点で交通取り締まりを一番当初に開始した時期、及びその場所を選定した理由を示す書類
- 5 1にいう自動車〇〇台があることを知りながら、一番当初に交通取り締まりをした時期を示す書類
- 6 徳島県主要国道の1地点、一定時間内における、県内ナンバー、県外ナンバー別の通行台数を示す書類
- 7 〇〇市内国道〇〇号の1地点、一定時間内における、県内ナンバー、県外ナンバー別の通行台数を示す書類

2 実施機関の決定

実施機関は、上記請求に対して、次の3件の決定処分を行い、審査請求人に通知した。

- (1) 上記請求中「1～5」（以下「本件請求」という。）について、平成23年4月11日付け徳交指第117号により、「本件請求は、特定の場所で交通取締りが行われたことを前提とする公開請求であるが、交通取締りの具体的な実施場所に関する情報については、公にすることにより、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれのある情報であることから、条例第8条第4号に該当するとともに、公にすることにより、将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難ならしめる情報であることから、条例第8条第5号にも該当するものである。よって本件公開請求に対しては、対象となる公文書の存否を答える

だけで、条例第8条第4号及び第5号に規定する非公開情報を公開することとなる」ことを理由に、条例第11条の規定により、公文書公開請求拒否決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

- (2) 上記請求中「6」について、「車両検問票」を特定し、平成23年4月18日付け徳地第130号、徳通指第79号、徳捜一第246号、徳交指第130号により、公文書部分公開決定処分を行った。
- (3) 上記請求中「7」について、平成23年4月18日付け徳地第131号、徳通指第80号、徳捜一第247号、徳交指第131号により公文書公開請求拒否決定処分を行った。

3 審査請求

平成23年5月26日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定に基づき、徳島県公安委員会(以下「諮問庁」という。)に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成23年6月30日、諮問庁は、徳島県情報公開審査会(以下「当審査会」という。)に対して、当該審査請求につき諮問(以下「本件事案」という。)を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、公文書公開請求拒否決定処分を取り消すとの裁決を求める、というものである。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び意見書の主張を要約すると、審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 条例第8条第4号及び第5号は主として、公にすることにより将来的な違法行為、犯行に影響を及ぼす恐れがある情報について、非公開とするということであり、今回の請求のようなある一時点の交通取締りがあったかどうかのみの存否を確認していることについては、公開しても何ら問題はなく、これらの条文を非公開の根拠とすることは疑わしい。
- (2) 条例第8条第4号該当性について
交通取締りは「条例第8条第4号イ」の取締りに該当すると述べているが、麻薬取締り、賭博取締り、密輸取締り等の刑法犯に類する取締りと混同しているのではないのか。
これらの故意犯で刑法犯に類するものであれば、いつ取締りをするかなどを公

開できないことは当然である。

しかし、今回の審査請求の第1項目目は、ただ単に当該場所で特定の日に通取締りをしたか否かのみの請求であり、これらのものと同一に解釈するのは甚だ疑問である。

交通取締りは当然、公の場所でやっており、公開でやっていることなので、一般には周知の事実と考えてもいいのではないか。

その意味で、交通取締りを行ったことが事実ならば、なぜ非公開情報となるのか。

過去の取締情報であっても、将来の取締場所が推測されることや仮に公開すると交通取締りの実施場所（以下「取締場所」という。）一覧が作成でき、違法若しくは不当な行為を容易にするおそれが生じることから非公開情報に該当するといっている。

実施場所一覧を見て交通法規を遵守する、反対に言えば違法行為が少なくなることが、なぜいけないのか。

仮に、情報公開になったとして、情報公開請求をした者が一覧表を作成したとしても、不特定多数の自動車等の運転者がいる交通取締りに何の支障があるのか。

ごく一部の一覧表を見たものが交通法規を順守した、としてもどこがいけないのか。

また、選定された場所は交通事故の抑止対策等として将来的にわたり継続的に取締りを実施していくことが多いことから、ともいっているが、ということは、取締場所の地元の方は交通取締りについては、十分承知することになり情報公開と同一ではないのか。

ということは、事情の知らない他地域の方や他県民だけが取締り対象となるのではないか。

(3) 条例第8条第5号該当性について

処分理由は、交通取締りは、道路交通法等の犯罪の予防及び鎮圧等を目的として実施されるものであることから、本号の対象となる事務であるとし、一覧表が作成された場合、これらの犯罪を助長するおそれが認められることから、非公開情報に該当するといっている。

「道路交通法等の犯罪の予防及び鎮圧等を目的として実施されるといいながら、一覧表が作成された場合、これらの犯罪を助長するおそれが認められること」ということは、(2)に述べた刑法犯に類する取締りと違うのはまさにこのことではないのか。刑法犯は情報を公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるということで非公開情報となるのであろうが、処分理由にいう「これらの犯罪を助長するおそれが認められること」とはどのような意味なのか。

一覧表の作成により「これらの犯罪を助長するおそれが認められること」とは反対なこととなるのではないか。一覧表を見たものは交通法規を遵守し犯罪を起

こさないということではないのか。それではいけないのか。

それとも、極端に言えば、通行速度を順守しては困る、スピード違反を多く捕まえる、ということか。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁から提出された理由説明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件処分
の理由については次のとおりである。

(1) 本件請求について

本件請求は、いずれも「特定の場所で交通取締りが行われたこと」を前提とする
ものであるが、交通取締りの具体的な実施場所については、条例第8条第4号
及び同条第5号に規定する非公開情報に該当する情報である。

(2) 条例第8条第4号（事務又は事業の遂行に関する情報）該当性について

交通取締りは、警察法第2条に警察の責務として規定されており、県警察が行
う取締りであることから、条例第8条第4号イに該当し、本号の対象となる事務
である。

交通取締りは、交通死亡事故を始めとする交通事故を減らし、人命を守ること
を目的としている。

取締場所は、無制限に選定できるものではなく、交通事故の発生状況、道路環
境を阻害する行為の有無、地域住民の被る迷惑の度合い、危険性が高い交通違反
の発生頻度、地域住民等からの取締要望の状況、取締機材の設置場所の有無、停
止・取調場所の安全性の確保の可能性、違反の正確な立証作業の実行確実性、違
反車両の安全な誘導空間の有無、道路交通への影響の度合いその他道路環境等の
要件充足性を総合的に検討し、安全かつ効果的な取締りが実施できると判断され
る場合に限り選定されるものであることから、必然的にその選定は限定的かつ固
定的にならざるを得ない。

このようにして選定された取締場所は、交通事故の抑止対策等として将来にわ
たり継続的に取締りを実施していくことが多いことから、たとえ公開請求された
時点においては過去の取締情報であっても、将来の取締場所が推測されることと
なる。

したがって、仮に取締場所の公文書公開請求がなされた場合にこれを公開する
とした場合、県内の交通規制箇所全てに関する取締情報を取得することが可能と
なり、ひいては、取締場所一覧を作成することが可能となって、違法若しくは不
当な行為を容易にするおそれが生じることから、当該情報が本号に規定する非公
開情報に該当することは明らかである。

(3) 条例第8条第5号（犯罪の予防等に関する情報）該当性について

交通取締りは、道路交通法違反等の犯罪の予防及び鎮圧等を目的として実施さ

れるものであることから、本号の対象となる事務である。

そしてその実施場所は、限定的かつ固定的にならざるを得ない性質のものであり、これを公開するとした場合、取締実施場所一覧の作成が可能となって、それ以外の場所での暴走行為、速度違反、飲酒運転等の交通違反を助長するおそれが認められることから、当該情報が本号に規定する非公開情報に該当することは明らかである。

(4) 条例第11条（公文書の存否に関する情報）該当性について

本件請求は、いずれも「特定の場所で交通取締りが行われたこと」を前提とするものであることから、これが請求に対し、仮に対象公文書が存在しており、その存在を明らかにした場合、当該場所で交通取締りを行ったということを明らかにする結果となり、ひいては、条例第8条第4号及び第5号に規定する非公開情報を公開することとなることから、本条に該当することは明らかである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方について

本件請求は、特定の日特定の場所で交通取締りが行われたことに関する公文書の公開を求めるものである。

これに対し実施機関は、交通取締りの具体的な実施場所については、条例第8条第4号及び第5号に該当することを理由とし、条例第11条の規定に基づき本件処分を行ったものである。

そこで、当審査会では、本件請求が条例第8条第4号及び第5号並びに第11条に該当するかどうか検討する。

2 条例第8条第4号（事務又は事業の遂行に関する情報）該当性について

(1) 条例第8条第4号について

本号は、県をはじめとする行政機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を担保する観点から、公にすることによってこれを阻害するおそれのある情報を非公開情報として定めたものである。

県をはじめとする行政機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、非公開とすべき事項をすべて網羅することはできないので、事務事業の内容・性質に着目した上でグループ分けをし、そのグループごとに典型的な支障を例示としてイないしホに列挙したものであり、イにおいて、「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」と規定している。

したがって、本号により非公開となる情報はこれらに限定されるものではなく、

これら以外にも請求対象となった事務又は事業の性質上、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものがあれば、広く本号の対象となる。

ここで、「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らし、その遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨であり、「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる。

また、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の判断については、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、当該事務又は事業の性質に照らし客観的に判断することが必要である。

そして、本号に該当する「支障を及ぼすおそれ」は、条例第8条第2号の「おそれ」とは異なり、当事者としてその程度を判断できるのであるから、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。

(2) 取締場所の本号該当性について

ア 取締場所について

交通取締りについて、審査請求人は「麻薬取締り、賭博取締り、密輸取締り等の刑法犯に類する取締りと混同しているのではないのか」と主張しているが、交通取締りは、警察法第2条に警察の責務として規定されており、県警察が行う取締りであることから、取締場所に関する情報は、条例第8条第4号に規定する「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」と認められる。

そして、取締場所については、平成21年1月14日付け徳島県情報公開審査会答申第58号（以下「先例答申」という。）で次のように判断している。

「交通事故の発生状況、道路環境を阻害する行為の有無、地域住民の被る迷惑の度合い、危険性が高い交通違反の発生頻度、地域住民等からの取締要望の状況、取締機材の設置場所の有無、停止・取調場所の安全性確保の可能性、違反の正確な立証作業の実行確実性、違反車両の安全な誘導空間の有無、道路交通への影響の度合いその他道路環境等の要件充足性を総合的に検討し、安全かつ効果的な取締りが実施できると判断される場合に限り、集団取締りの場所として選定されるものであり、必然的にその選定は限定的かつ固定的にならざるを得ない。

このように、集団取締りにおける取締場所の選定に相当程度の制約があることに鑑みれば、一度選定された取締場所にあつては、将来にわたり継続的に集団取締りが実施される可能性が高いであろうことは容易に推測されるところであり、同時に、現在集団取締りの取締場所に選定されていない場所にあつては、将来にわたり集団取締りが実施される可能性が低いであろうことも、容易に推測されるところである。

仮に、取締場所の公文書公開請求がなされた場合にこれを全て公開することとした場合、県内の交通規制箇所全てに関する取締情報を取得し、これを組み合わせることにより、県内集団取締り実施場所一覧を作成することが可能となる。それは同時に、県内の交通規制箇所のうち、将来にわたり集団取締りが実施される可能性が低い箇所の一覧が作成可能となることをも意味するものである。」

当審査会において、再度この点を検討した結果、先例答申における判断を変更すべき特段の事情を認めることができないため、先例答申と同一の結論に至った。

イ 本号該当性について

上記のとおり、取締場所の選定には相当程度の制約があり、取締場所一覧表の作成が同時に、交通取締りが実施される可能性が低い場所の一覧の作成を意味することとなる以上、その情報を知り得た者が、交通取締りが実施される可能性が高い場所でのみ制限速度で走行し、それ以外の場所では制限速度を超えて走行するなどの取締りを回避する行動を取ることは十分に考えられる。

そして、それらの行動により、交通取締りの効果が損なわれることは容易に推測されるところであり、その結果、交通死亡事故を始めとする交通事故を減らし、人命を守るという交通取締りの目的達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のように、取締場所を公にすることは、取締りに係る事務に関し、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、本号イに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

3 条例第8条第5号（犯罪の予防等に関する情報）該当性について

(1) 条例第8条第5号について

本号の趣旨は、公共の安全と秩序の維持を確保する観点から、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行など刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に係る情報について、公にすることによりこれに支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を非公開情報として定めたものである。

本号に該当する情報は、その性質上、公にすることにより支障を及ぼすおそれがあるかどうかの認定に、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認められる。したがって、「実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定することにより、本号該当性については、司法審査の場において、実施機関の第一次的判断が尊重され、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内であるかどうかについて審理・判断されるものであることを法文上で明らかにしたものである。

(2) 取締場所の本号該当性について

取締場所の本号該当性については、先例答申において次のように判断している。

「仮に、取締場所の公文書公開請求がなされた場合にこれを全て公開することとした場合、県内の交通規制箇所全てに関する取締情報を取得し、これを組み合わせることにより、県内集団取締り実施場所一覧を作成することが可能となる。それは同時に、県内の交通規制箇所のうち、将来にわたり集団取締りが実施される可能性が低い箇所の一覧が作成可能となることをも意味するものである。

確かに、審査請求人が主張するように、交通違反取締りは、交通違反の予防を目的とするものであるから、取締りが実施される場所が推測されれば、当該場所における交通違反はむしろ減少する可能性が高いとも思われる。

しかし、前述のとおり、取締場所を公開することは、同時に取締場所に選定されていない場所を公開することに等しいものである点に鑑みれば、取締場所以外の場所における交通違反を助長する危険性が生じることにもまた、容易に推測されるところである。

したがって、取締場所を公開することにより、当該取締場所以外での交通の安全と円滑を確保することが困難となることを理由に非公開とした実施機関の判断は、十分に合理性を持つ判断として許容される限度内のものである。

以上により、取締場所が本号に該当するとした実施機関の判断は、妥当である。」

当審査会において、再度この点を検討した結果、先例答申における判断を変更すべき特段の事情を認めることができないため、先例答申と同一の結論に至った。

4 条例第11条（公文書の存否に関する情報）該当性について

(1) 条例第11条について

本条の趣旨は、公開請求の拒否処分の一態様として、請求に係る公文書の存否自体を明らかにすることによって非公開情報として保護すべき利益が害される場合、公文書の存否を明らかにしないで当該請求を拒否することができる旨を定めたものである。

実施機関は、公開請求があったときは、当該請求が条例第7条各号に該当するときを除き、対象公文書を特定した上で、当該公文書に記録された情報が条例第8条各号に規定された非公開情報に該当しない限り、公開決定を行わなければならない。

しかしながら、例外的に、記録された情報内容のほかに文書の存否自体が意味を持ち、それを明らかにすることによって条例第8条各号の非公開情報の保護法益を侵害することになる場合が想定される。本条は、このような場合に対応するため、実施機関に公文書の存否について回答を拒否できることとするものである。

(2) 本条該当性について

上記「2」及び「3」のとおり、取締場所に関する情報は、条例第8条第4号及

び第5号に規定する非公開情報に該当すると認められる。

特定の場所で交通取締りが行われたことに関する公文書の存否を明らかにした場合、当該場所で交通取締りを行ったということを明らかにすることとなり、条例第8条第4号及び第5号に規定する非公開情報を公開することとなることから、本条に該当すると認められる。

以上のことから、本件決定を行った実施機関の判断は妥当である。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断を左右するものではない。

6 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成23年 6月30日	諮問
7月28日	実施機関からの理由説明書を受理
8月30日	審査請求人からの意見書を受理
10月20日	審議（第92回審査会）
11月11日	諮問庁からの理由説明の聴取，審議 （第93回審査会）
12月15日	審議（第94回審査会）
平成24年 1月19日	審議（第95回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
井関 佳穂理	公認会計士, 税理士	
上原 克之	徳島大学総合科学部准教授	
大道 晋	弁護士	会長職務代理者
古本 奈奈代	徳島文理大学人間生活学部教授	
松尾 博	元徳島新聞社相談役・論説委員長	会長

(五十音順)